

天之日矛傳承の考察

鳥谷知子

はじめに

応神記の終わりに置かれた天之日矛傳承は、天之日矛がもたらした八種の神宝の分注「此は、伊豆志の八前の大神ぞ。」を介して次の秋山春山の兄弟争いの傳承と結びつく。傳承の始まりは、「又、昔、新羅の国王の子有り。名は、天之日矛と謂ふ。是の人、参る渡り来たり。」と、時間の流れを遡行する形で語られる。天之日矛の来朝は、書紀には垂仁紀三年三月条に載せられている。記紀には天之日矛の子孫である多遲摩毛理の非時の香の木実傳承が記されており、古事記においても、垂仁天皇の条に当該傳承を置くことは可能であったと思われる。中巻の終わりの応神記に、人の世が始まる下巻に先立って二つの説話を配したのは、上巻からの歴史や思想を受け継いだ仁徳天皇の新しい時代への布石と考えられる。仁徳天皇は難波高津宮に都を置いた。仁徳天皇の国見歌謡には、

淡道島に坐して、遥かに望みて、歌ひて曰はく、
押し照るや 難波の崎よ 出で立ちて 我が国見れば 淡島 淤能碁呂島
檳榔の 島も見ゆ 離つ島見ゆ(記第五三番)

と歌われる。「淡島」、「淤能碁呂島」の創世神話に関わる島々が詠み込まれ、仁徳天皇が「神話の根源を負う世界を所有」し、「世界の始まりからを引き受ける存在⁽¹⁾」として描かれる。仁徳記冒頭の国見の記事には、課税を免除し穀霊の体現者として民に豊穰をもたらす天皇が描かれ、日女島での雁の卵の祥瑞の傳承には、「高光る 日の御子」と讃えられる日継の繼承者としての天皇像が表れている。古事記に伝える応神天皇の宮は、「輕島の明宮」とある。この宮の他に書紀には二十二年三月条に、「天皇、難波に幸し、大隅宮に居します。」と伝えることから、大和だけではなく、難波に宮があったことがわかる。四十一年二月条には、「天皇、明宮に崩ります。」とある。明宮は輕嶋の明宮のことと思われるが、その条の分注には、「一に云はく、大隅宮に崩りますといふ。」とある。書紀には応神天皇と難波との関わりが記される。また応神記には天皇が日向国の諸皇君の女、髪長比売を喚し上げた時に、「其の太子大雀命、其の嬢子の難波津に泊てたるを見て、其の姿容の端正しきに感でて」とあり、難波津が舞台となる。応神紀二十二年四月条には、「兄媛、大津より発船して往る。」とあり、大津は「難波の港」と新編日本古典文学全集日本書紀の頭注に記す⁽²⁾。応神記には新羅人による技術の渡来や百濟の朝貢が記され、論語十卷・千

字文一卷が伝えられたとある。先進技術や文化が渡来人によってもたらされ、仁徳天皇の時代の幕明けがそれとなく語られる。難波津は海外への窓口になる。応神天皇の御陵は、「川内の恵賀の裳伏岡」と伝えられ、大阪府羽曳野市誉田の地（新編日本古典文学全集古事記頭注）にある。次代の仁徳天皇に先立ち、河内や難波が注目されてくるのである。

古事記上巻の天孫降臨条において、邇々芸命が「此地は、韓国に向ひ、笠沙の御前を真来通りて、朝日の直刺す国、夕日の日照る国ぞ。故、此地は、甚吉き地」と詔る「韓国」は、新編日本古典文学全集古事記頭注に「古代朝鮮を指す。支配がはずれ朝鮮半島に及ぶことを視野に入れていう。」⁽³⁾とある。金井清一氏は、古事記の「韓」には先進的高文化の響きや匂いがあり、邇々芸命の文言は、古事記の編纂から成立の時代、すなわち七世紀後半から八世紀冒頭にかけての天皇王権（律令政権ではない）が、自らの王権の、この地上世界に発現した地点を、王権にとって本質的に親縁性のある地点として宣言した声明文⁽⁴⁾と意義付ける。中巻の仲哀記の息長帯比売命の新羅親征によって支配が達成され、「朝鮮半島を含むものとしての天皇の世界」⁽⁵⁾天下が保障され、「胎中の皇子が保つこととなる世界」⁽⁵⁾が定められるのである。難波は海外への窓口、宮都への入り口となる。古事記は上巻・中巻・下巻を通して天皇家と朝鮮半島との関係を説くことになる。天之日矛伝承は、古事記上中下巻の理念を貫く結節点であると思われる。福島秋穂氏は古事記編纂と構成の観点から、「海幸彦と山幸彦の話」が上巻の末尾に置かれるのと釣り合いを保つように、中巻の末尾にこれと同じく兄弟の争いを主題とする「秋山之下水壯夫と春山之霞壯夫の物語」が置かれることになり、其の物語と「天之日矛の我国への渡来事情説明譚」とが既に結合していた関係から、同譚が応神天皇と結び付けられたの

ではないかと考える。また村上桃子氏は、天之日矛伝承を仁徳天皇を予祝する物語と捉え、「上巻の豊玉毘売が引く海神の血筋が神武の重要な特質のひとつとなったように、息長帯比売命が天之日矛の血筋を引くことを示すことも仁徳の特質を示すためのもの」と述べる。さらに「遠い昔の新羅王家の血と倭王家の血の融合は、倭が異国との関係を結んで統治世界の完成」⁽⁷⁾を果たしたとみる。しかしながら、応神天皇は母方の系譜では天之日矛の七世の孫、仁徳天皇は八世の孫となり、神武天皇が海神の女玉依毘売を母とするのと比べるとその繋がりは希薄といえよう。天之日矛伝承は、「故、大雀命、天の下を治めき。」の記述の後に配されるので、仁徳天皇の治政と繋がると思われる。天之日矛伝承が語られる目的は、仁徳治政の拠点としての難波と、王権の版図としての新羅をプロットすることであると考えられる。本稿では、日光感精と赤玉、比売碁曾社の阿加流比売神、殺牛信仰のモチーフ、新羅との関係から、古事記における天之日矛伝承の意義について考察する。

一 日光感精と赤玉、比売碁曾社の阿加流比売神

天之日矛伝承は次のように記される。

又、昔、新羅の国王の子有り。名は、天之日矛と謂ふ。是の人、参る渡り来たり。参る渡り来たる所以は、新羅国に一つの沼有り。名は、阿具奴摩と謂ふ。此の沼の辺に、一の賤しき女、昼寝せり。是に、日の耀、虹の如く、其の陰上を指しき。亦、一の賤しき夫有り。其の状を異しと思ひて、恒に其の女人が行を伺ひき。

故、是の女人、其の昼寝せし時より、妊身みて、赤き玉を生みき。爾くし

て、其の伺へる賤しき夫、其の玉を乞ひ取りて、恒に裏みて腰に著けたり。此の人、田を山谷の間に営れり。故、耕人等の飲食を、一つの牛に負せて、山谷の中に入るに、其の国主の子、天之日矛に遇逢ひき。爾くして、其の人を問ひて曰はく、「何ぞ汝が飲食を牛に負せて山谷に入る。汝、必ず是の牛を殺して食まむ」といひて、即ち其の人を捕へ、獄囚に入れむとしき。其の人が答へて曰ひしく、「吾、牛を殺さむとするに非ず。唯に田人の食を送らくのみぞ」といひき。然れども、猶赦さず。爾くして、其の腰の玉を解きて、其の国主の子に幣ひき。

故、其の賤しき夫を赦して、其の玉を將ち来て、床の辺に置くに、即ち美麗しき嬢子と化りき。仍ち婚ひて、嫡妻と為き。爾くして、其の嬢子、常に種々の珍珠を設けて、恒に其の夫に食ましめき。故、其の国主の子、心奢りて妻を嘗るに、其の女人が言はく、「凡そ、吾は、汝が妻と為るべき女に非ず。吾が祖の国に行かむ」といひて、即ち窃かに小船に乗りて、逃遁げ度り来て、難波に留りき。〔此は、難波の比売碁曾社に坐して、阿加流比売神と謂ふぞ。〕

是に、天之日矛、其の妻の遁げしことを聞きて、乃ち追ひ渡り来て、難波に到らむとせし間に、其の渡の神、塞ぎて入れず。故、更に還りて、多遲摩國に泊てき。即ち其の国に留りて、多遲摩の俣尾が女、名は前津見を娶りて、生みし子は、多遲摩母呂須玖。此が子は、多遲摩斐泥。此が子は、多遲摩比那良岐。此が子は、多遲麻毛理。次に、多遲摩比多訶。次に、清日子〔三柱〕。此の清日子、当摩の咩斐を娶りて、生みし子は、酢鹿之諸男。次に、妹菅竈由良度美。故、上に云へる多遲摩比多訶、其の姪、由良度美を娶りて、生みし子は、葛城之高額比売命〔此は、息長帯比売命の御祖ぞ。〕故、其の天之日矛の持ち渡り来し物は、玉津宝と云ひて、珠二貫、又、浪振るひれ、浪切るひれ、風振るひれ、風切るひれ、又、奥津鏡、辺津鏡、并せて八種ぞ〔此は、伊

〔豆志の八前の大神ぞ。〕

〔傍線は筆者が付した。以下同じ。〕

この伝承は、前半部に日光感精型と卵生型の二つの要素を取り込んでい
る。『三國史記』の編纂は一一四五年、『三國遺事』の編纂はそれより時代
が下るが、『三國遺事』巻第一 紀異第一 高句麗 に記される高句麗の
始祖王朱蒙の出生譚の日光感精型と卵生型の複合型や、同書の新羅始祖赫
居世王の出生譚、同書の新羅 第四 脱解王に記される卵生型の新羅第四
代脱解王の出生譚、同書巻第二 紀異第二 駕洛国記 に記される、六つ
の黄金の卵から駕洛の始祖王首露と五伽耶の王が誕生したとする、始祖王
出生譚との類似性が三品彰英氏によって指摘されてきた。⁽⁸⁾次に記事を記す。

三國遺事 卷第一 紀異第一 高句麗

金蛙異之。幽閉於室中。爲日光所照。引身避之。日影又逐而照之。因而有孕。生一卵。大五升許。王弃之與犬猪。皆不食。又弃之路。牛馬避之。弃之野。

鳥獸覆之。王欲剖之。而不能破。乃還其母。母以物裹之。置於暖處。有一兒破殼而出。骨表英奇。……

三國史記 卷第十三 高句麗本紀第一 始祖 東明聖王条

金蛙嗣位。於是時。得女子於太白山南優渤水。問之曰。我是河伯之女。名柳花。與諸弟出遊。時有一男子。自言天帝子解慕漱。誘我於熊心山下、鴨淥邊室中私之。即往不返。父母責我無媒而從人。遂謫居優渤水。金蛙異之。幽閉於室中。爲日所照。引身避之。日影又逐而照之。因而有孕。生一卵。大如五升許。王棄之與犬豕。皆不食。……

三國遺事 卷第一 紀異第一 新羅始祖 赫居世王

前漢地節元年壬子。三月朔。六部祖……於是乘高南望。楊山下蘿井傍。異氣如電光垂地。有一白馬跪拜之狀。尋檢之。有一紫卵。馬見人長嘶上天。剖其

卵得童男。：

三国遺事 卷第一 紀異第一 第四 脱解王

迺言曰。我本龍城國人。時我父王含達婆。娉積女國王女爲妃。久無子胤。禱祀求息。七年後產一大卵。於是大王會問群臣。人而生卵。古今未有。殆非吉祥。乃造櫃置我。并七寶奴婢載於缸中。浮海而祝曰。任到有緣之地。立國成家。便有赤龍・護缸而至此矣。：

三国遺事 卷第二 紀異第二 駕洛国記

唯紫繩自天垂而着地。尋繩之下。乃見紅幅裹金合子。開而視之。有黃金卵六圓如日者。衆人悉皆驚喜。俱伸百拜。尋還裹著。抱持而歸我刀家。實榻上。其衆各散。過浹辰。翌日平明。衆庶復相聚集開合。而六卵化爲童子。容貌甚偉。：忽有旻夏國含達王之夫人妊娠。彌月生卵・化爲人。名曰脱解。：

『三国遺事』の赫居世、『三国遺事』『三国史記』の東明王の出生は、日光感精型と卵生型の複合型である。王朝の始祖の誕生を語るこれらの伝承は、卵から生まれるのが男子であり、王の異常出生を語ることで王の尊貴性や唯一性の根拠を示すのに対し、天之日矛伝承では日光に感精して生まれるのが卵ではなく赤玉とされ、赤と太陽の關係が図られる。また、日光に感精して赤玉を産む女と赤玉が変じて誕生する子の關係は希薄である。奇異な現象を覗き見して女から譲りうけた農夫の手から、赤玉は天之日矛に渡る。天之日矛は新羅の国王の子と伝えられるが、『播磨国風土記』の四つの記事では、次に引くように葦原志挙乎命と国占めを争う神の名である。

・揖保郡 粒丘。粒丘と号くる所以は、天の日槍の命、韓国より度り来て、宇頭の川底に到りて宿処を葦原の志挙乎の命に乞ひて曰はく、「汝は国王爲り。

吾が宿る所を得まく欲りす」といふ。志挙、すなはち海中を許す。その時、客神、劍以て海水を攪きて宿る。主の神、すなはち客神の盛りなる行を畏みて、先に国を占めむと欲ひ、巡り上りて粒丘に到りて、漁したまふ。ここに、口より粒落ちき。故れ、粒丘と号く。その丘の小石、皆能く粒に似たり。また、杖以て地を刺す、すなはち杖の処より寒泉涌き出づ。遂に南北に通りに。北は寒く南は温し。白兎生ふ。

・宍禾郡 奪谷。葦原の志許乎の命と天の日槍の命と二はしらの神、この谷を相奪ひたまひき。故れ、奪谷と曰ふ。その相奪ひし由を以ちて、形、曲れる葛の如し。

・伊奈加川。葦原の志許乎の命と天の日槍の命と国占めしたまひし時に、嘶く馬ありて、この川に遇へりき。故れ、伊奈加川と曰ふ。

・御方の里 土は下の上。御形と号くる所以は、葦原の志許乎の命、天の日槍の命と、黒土の志尔嵩に到りまし、各、黒葛三条を以ちて、み足に着けて投げたまひき。尔時、葦原の志許乎の命の黒葛は、一条は但馬の気多の郡に落ち、一条は夜夫の郡に落ち、一条はこの村に落ちき。故れ、三条と曰ふ。天の日槍の命の黒葛は、皆但馬の国に落ちき。故れ、但馬の伊都志の地を占めて在しき。一云へらく、大神、形見と爲て、御杖をこの村に植てたまふ。故れ、御形と曰ふ。

また、『播磨国風土記』には、天日槍と伊和大神の伝承が二箇所ある。

・宍禾郡 波加の村。国占めましし時に、天の日槍の命、先に到りし処なり。伊和の大神、後に到りたまふ。ここに、大神、大く恠しとおもひて云りたまひしく、「度らずありて先に到りしかも」とのりたまひき。故れ、波加の村と曰ふ。

・神前郡 梗岡は、伊和の大神と天の日杵の命と二はしらの神、各軍を発して相戦ひましき。尔時、大神の軍、集ひて稲を舂きき。その梗、聚りて丘と為りき。その簸き置ける梗を墓と云ひ、又、城牟礼山と云ふ。一云へらく、城を掘りし処は、品太の天皇の御俗、参度り来し百濟人等、その俗の随に城を造りて居りき。その孫等は、川辺の里の三家の人、夜代等なり。

揖保郡の記事は、日槍が海水を掻き回して剣の上に座る。これは伊耶那岐・伊耶那美の二神が、天沼矛で海水を掻き回してオノゴロ島を形成した話や、国譲りの交渉に際して、建御雷神が十握剣を浪の穂に逆様に立ててその上に胡坐をかく話と類似性があり、矛に象徴される神の威力を示す表現であろう。客神の行為を恐れた葦原の志挙乎がとった飯にまつわる国占めの行為は、神前郡梗岡の稲をつく伝承と同様に、農耕儀礼的な宗教的な色彩を有する。また宍粟郡の奪谷の伝承には、両神が奪い合ったために、谷が藤蔓のように曲がりくねってしまったとある。神前郡に「八千軍と云ふ所以は、天の日杵の命の軍、八千在りき。故れ、八千軍野と曰ふ。」とあるのによれば、この記事も日槍の軍事的な性格を表している。伊奈加川の伝承には馬が関係している。御方の里の伝承は、国占め争いの結末は闘いではなく「うけひ」による決着であり、神意は外来神に不利な判定を下したため、日槍が但馬国に赴くことになったという。『播磨国風土記』に登場する天日槍には、太陽神的な性格はみられない。土地を奪いに来た神の日槍について、新編日本古典文学全集風土記頭注には、「葦原の志挙乎の命と伊和の大神の二神の出現時期が異なっておれば両者は争わず、別々に天の日槍と争うはずであり、天の日槍の命が播磨に勢力を持っていたのは相当長期と考えられ」、「天の日槍の命の勢力が播磨国内で衰えてい

なかったことを意味しよう。」と述べる。播磨地方には渡来系の人々が多く移住していたことが、播磨国風土記の記事から知られる。三品彰英氏は、ヒボコ（日槍・日矛）は、太陽神の招ぎ代としての呪具・武器であり、矛を神体とする太陽信仰を奉ずる集団が大陸から渡来しており、その信仰の神がアメノヒボコと呼ばれたと説く。風土記と記紀のアメノヒボコ伝承は同列には扱えないが、少なくともアメノヒボコを奉ずる集団が、但馬国に關係していたことは三書に共通している。

天之日矛の名は渡来人らしくないものである。允恭記には、新良の国王の御調の大使の名を「金波鎮漢紀武」とする。古事記の天の沼矛や八千矛神の神名からすると「矛」は国作りの呪具と関わる。「塩こをろこをろに画き鳴して」という淤能碁呂島形成の記述や、万葉集卷六・一〇六五には「八千杵の 神の御代より 百船の 泊つる泊まりと 八島国 百船人の 定めてし 敏馬の浦は」と敏馬浦の泊りが歌われているので、矛が海と関わる事がわかる。また崇神記の「宇陀の墨坂神に、赤き色の楯・矛を祭りき。又、大坂神に、黒き色の楯・矛を祭りき。」の記事では、矛は国境の祭祀と関わる。日本書紀卷第一第七段一書第一では、天石窟に籠った天照大神を招禱き奉ろうとして、「石凝姥を以ちて治工とし、天香山の金を採りて日矛に作る。」とあり、日矛は茅纏の稍とされ、太陽神を招ぐ霊的な矛の性格が付与される。矛には海の水霊を祭る祭器の性格もあるが、古事記は「天」「日矛」という太陽信仰と関わるものを意図的に取り入れたようである。

阿具沼のほとりで女が妊娠するのは、一種の水辺の婚姻譚であり、その描写に「日の耀、虹の如く、其の陰上を指しき。」とある。日の輝きが虹に喩えられた表現であるが、雄略紀三年四月条には次のような記事がある。

三年の夏四月に、阿閉臣国見、更の名は磯特牛。栲幡皇女と湯人の廬城部連武彦とを譖ちて曰く、「武彦、皇女を汗しまつりて、任身しめたり」といふ。武彦が父枳莒喩、此の流言を聞きて、禍の身に及らむことを恐り、武彦を廬城河に誘へ率て、偽きて使鷓鴣没水捕魚して、因りて其の不意に打ち殺しつ。天皇、聞しめして使者を遣して、皇女を案へ問はしめたまふ。皇女、対へて言さく、「妾は識らず」とまをす。俄にして皇女、神鏡を齎り持ちて、五十鈴河上に詣り、人の行かぬを伺ひ、鏡を埋みて経き死ぬ。天皇、皇女の不在ことを疑ひ、恒に闇夜に東西に求覓めしめたまふ。乃ち河上に虹の見ゆること蛇の如くして、四五丈ばかりのものあり。虹の起てる処を掘りて、神鏡を獲、移行くこと遠からずして、皇女の屍を得たり。割きて覩るに、腹中に物有りて水の如く、水中に石有り。枳莒喩、斯に由りて、子の罪を雪むること得たり。還りて子を殺せることを悔い、国見を報ひに殺さむとす。石上神宮に逃げ匿る。

太陽祭祀と関わる神鏡の埋められたところから蛇のような虹が立つ記述は、虹と雨の関わりを想起させる。和名抄には「虹 毛詩注云、蟠蜎 帝董二音、蟠多作_レ蜎、和名爾之」とある。『詩経』では虹のことを「蜎蜎」（酈風）と言う。『山海経』海外東経には、「蜎蜎其の北に在り。「音は虹」。各々兩首有り「虹、蟠蜎なり」。一に曰く、君子國の北に在りと。」とある。虹は中国では双頭の蛇という觀念があった。説文解字には「蟠蜎也狀似蟲」とある。説文にいう虫とは、蛇の種類をさすらしい。『淮南子』原道訓には「虹蜎不_レ出」とあり、中国では虹の出ることを凶兆とする。『淮南子』天文訓には「虹蜎彗星者天之忌也」とあり、虹や彗星は天忌のあらわれである。万葉集卷十四・三四一四「伊香保るのやさかのゐでに立つ虹の現はる

までもさ寝をさ寝てば」は、虹が天と地が男女のように交合する時に生まれる常軌を逸した現象として意識されたのであろう。雄略紀の記述は天が皇女の身の潔白を明かし立てる為に示した現象である。「如虹」の例は、『宋書』卷二十七志第十七符瑞上に、

帝摯少昊氏、母曰女節、見星如虹、下流華渚、既而夢接意感、生少昊。登帝位、有鳳皇之瑞。

帝顓頊高陽氏、母曰女樞、見瑤光之星、貫月如虹、感已於幽房之宮、生顓頊於若水。首戴干戈、有聖德。生十年而佐少昊氏、二十而登帝位。

とあり、星の光に喩える。日光ではないが、帝の出生にまつわる記述である。

『続日本紀』卷第十四天平十三年（七四二）二月の条によれば、牛一頭を殺す罪は「陰贖を問はず、先づ決杖一百、然して後に罪科すべし。」とある。例外なく科せられる罰は非常に重いものである。言掛りとはいえず、その罪と引き換えに神貴なものとして日矛にもたらされた赤玉が化成して嬢子となる。朱蒙の卵の伝承のように赤玉が捨てられることはない。嬢子は日矛の妻となるが、女神の神威の一端を示し、日矛に様々な味わいを供して仕えたのにも拘らず罵られ、夫の仕打ちに耐えかねて出自を明かし、祖国に逃走する。嬢子の正体は、難波の比売碁曾社の阿加流比売神である。ここには比売碁曾社の縁起が語られるが、天皇家と女神の関わりは記されない。天之日矛伝承は、『三国遺事』や『三国史記』に見られるような王朝の始祖の誕生を説く話ではないのである。赤玉は古事記の、

赤玉は 緒さへ光れど 白玉の 君が装し 貴くありけり（記第七番）

の歌謡に詠まれる。この神話において赤玉は、天つ神の御子虚空つ日子から誕生した鶴草草葺不合命を象徴し、白玉は、日子穗々手見命を象徴する。赤玉は新生の靈威に満ちた日の御子の尊貴性を喩えていよう。松前健氏は赤玉のアカは、もと「明玉」の意で、その光輝を表す語とし、ヒメコソの縁起は、韓土の一女子が海を渡って難波に着き、靈石の神として鎮座したという、一種の寄石伝承とみる。⁽¹¹⁾ 寺田恵子氏は生まれるのが赤玉で、それが女子に化成するところに日本的な要素を見る。⁽¹²⁾ 先に引いた雄略紀の記事には、皇女の「腹中に物有りて水の如く、水中に石有り。」とあり、皇女の潔白を証立てるように、皇女が仕えた天照大神の神意が表れたかのような奇事が語られる。『日本靈異記』下巻第三十一縁には、「女人の石を産生みて、之を以て神とし齋きし縁」がある。未婚の美乃国方県郡の県氏の娘が二つの石を生んだという奇異譚である。その石は隣郡の伊奈婆大神の子であるとの託宣があった。神と女人との一種の神婚譚とみられる。二つの石は「女の家の内に、忌籬を立てて齋けり」とあり、石を御神体とする伊奈婆神社の起源譚である。この話では、「方の丈は五寸、一つは色、青白の斑にして、一つは色、専青し。年毎に増長す。」とある。石は神靈の依代とされ、卵生型説話の変形とみられる。下巻第十九縁の「産み生せる肉団の作れる女子の善を修し人を化せし縁」では、「其の姿卵の如し」「肉団の殻開きて」とあり、一種の卵生型の異常出生譚である。⁽¹³⁾ 雄略紀の伝承もこれに類するだろう。靈異記説話は日矛伝承と類似した要素を伝えている。古事記の天之日矛来朝の経緯と似ているのが垂仁紀二年是歳の条に記された、任那と新羅の抗争の由来を説く記事の異伝、意富加羅国の王之子、都怒我阿羅斯等来朝の由来を説く異伝である。

一に云はく、初め都怒我阿羅斯等国に有りし時に、黄牛に田器を負せて田舎に将往く。黄牛忽に失す。則ち迹を尋め覓ぐに、跡一郡家の中に留れり。時に一老夫有りて曰く、「汝の求むる牛は、此の郡家の中に入れり。然るを郡公等曰く、『牛の負せたる物に由りて推るに、必ず殺し食はむと設けたるならむ。若し其主覓ぎ至らば、物を以ちて償はまくのみ』といひて、則ち殺して食らふ。若し『牛の直に何物を得むと欲ふ』と問はば、財物をな望みそ。便ち『郡内に祭る神を得むと欲ふ』と爾云へ」といふ。俄にありて郡公等到りて曰く、「牛の直に何物を得むと欲ふ」といふ。対ふること祖父の教の如くす。其の祭れる神は、是白石なり。乃ち白石を以ちて牛の直に授つ。困りて将来て寝中に置く。其の神石、美麗童女に化りぬ。是に阿羅斯等、大きに飲びて合はむと欲ふ。然るに、阿羅斯等他処に去きし間に、童女忽に失せぬ。阿羅斯等大きに驚きて、己が婦に問ひて曰く、「童女、何処にか去にし」といふ。対へて曰く、「東方に向にき」といふ。則ち尋めて追求ぐ。遂に遠く海に浮びて、日本国に入りぬ。求げる童女は難波に詣り、比売語曾社の神と為り、且豊国の国前郡に至り、復比売語曾社の神と為る。並に二処に祭らるといふ。

赤玉や白石からの誕生は、普通の人間と異なる神としての神秘性を呈する。瀧川政次郎氏は、白は太陽の光の色を表すとす。⁽¹⁴⁾ 垂仁紀では白石が化した童女との神婚は語られない。栲幡皇女の場合、腹中のもものが胎児ではなく、身の潔白を証しただる石であったところに、靈異記下巻第三十一縁に通じる観想がうかがえ、天照大神に仕える者の神性が見られよう。

『新唐書』卷三十六志第二十六五行三には、

大順元年六月、資州兵王全義妻如孕、覺物漸下入股、至足大拇、痛甚、坼而生珠如彈丸、漸長大如杯。

とある。また同書 馬禍 には、

文明初、新豊有馬生駒、二首同項、各有口鼻、生而死。又咸陽牝馬生石、大如升、上微有綠毛。皆馬禍也。

という例はあるが、寺田恵子氏の指摘のように赤玉を生むのは日本的要素⁽¹⁵⁾であろう。

『延喜式』卷九神名帳 撰津国東生郡の条には「比賣許曾神社

名神大。月次
相嘗新嘗⁽¹⁶⁾

とある。松前健氏は、各地にあるヒメコソノ社の祭神の性格は異なるとする。ヒメコソノ神は渡来神とされるが、瀧川政次郎氏は、筑前国怡土郡の高祖神社、豊前国田川郡の香春神社、豊後国国前(国東)郡の比売許曾神社、撰津国東生(東成)郡の比売許曾神社、回国住吉郡の赤留比売神社を西から次々につないでいった線が、近畿の帰化人が博多郡の糸島水道に上陸してから、近畿の各地に移っていった行程を示すものではないかと考える⁽¹⁷⁾。垂仁記には本牟智和氣御子が、出雲に「出で行く時に、到り坐す地毎に、品運部を定めき。」と、御子の移動に従い品運部が定められたとある。後世の菅原道真の場合も、祭神になる人が移動していく道々に神社が建てられる。渡来人の経由地に信仰の跡が残された可能性はあると思われる。寺田恵子氏は一云の伝承にある都怒我阿羅斯等来朝の記事の背後にある新羅と任那の抗争関係に、両国の怨恨のもととなった日本から贈られた赤絹があることに着目する。赤絹を太陽を表象する色と捉え、さらにヒメコソノの神の性格について『肥前国風土記』基肆の郡 姫社(ヒメコソ)の郷の次の記事を引く⁽¹⁸⁾。

この郷の中に川あり、名を山道川と曰ふ。その源は郡の北の山より出で、南に流れて御井の大川に会ふ。昔者、この川の西に、荒ぶる神あり、行路く人多に殺害され、半ばは凌ぎ半ばは殺にき。時に、崇る由を卜へ求ぐに兆へて云はく、「筑前の国宗像の郡の人、珂是古をして、吾が社を祭らしめよ。若し願ひに合はば、荒ぶる心を起こさじ」といへば、珂是古を覓ぎて神の社を祭らしめき。珂是古、すなはち幡を捧げて祈禱みて云はく、「誠に吾が祀を欲りするにあらば、この幡、風の順に飛び往きて、吾を願ひする神の辺に墮ちよ」といふ。すなはち幡を挙げ、風の順に放ち遣りき。時に、その幡飛び往きて、御原の郡姫社の社に墮ち、更還り飛び来て、この山道川の辺の田村に落ちき。珂是古、自づから神の在ます処を知りき。その夜、夢に臥機と絡塚と儼ひ遊び出で来、珂是古を圧し驚かすと見き。ここに、織女神と知る。すなはち社を立てて祭る。尔より已来、路行く人、殺害されず。因りて姫社と曰ひ、今以ちて郷の名と為す。

これによれば、ヒメコソノの神は女神であり、機織女の性格を有する。臥機と絡塚は織機と糸繰り道具であるが、機織女を象徴するのは、手玉・足玉である。仁徳紀四十年二月条の雌鳥皇女の手玉・足玉をはじめ、万葉集卷十・二〇六五の「足玉も手玉もゆらに織る服を」の例、『播磨国風土記』讚容郡 弥加都岐原の伝承では、手玉・足玉が機織女の身分を保証する。仁徳天皇の御代、狭井の連佐夜が伯耆の加具漏・因幡の邑由胡とその一族を搦め捕えて朝廷に参上する際に、何度も水の中に漬けて酷く打ち叩くが、その中に玉を手足に巻いた二人の女性がいた。

中に女二人あり、玉を手足に纏けり。ここに、佐夜、恠しみ問へば、答へて曰く、「吾れはこれ、服部弥蘇の連、因幡の国の造阿良佐加比売に娶ひて生め

る子、宇奈比売・久波比売なり」といふ。その時、佐夜驚きて云はく、「これはこれ、執政大臣のみ女なり」といふ。すなはち還し送りき。

とある。仁徳記には、機織女女鳥王や「韓人」奴理能美が登場する。奴理能美が営む養蚕・絹織物生産は時の最高権力者仁徳天皇や石之日売の関心を惹きつける。そして蚕は養蚕の統括者石之日売皇后に献上される。崇神記には、「是に、初めて男の弓端の調・女の手末の調を貢らしめき。故、其の御世を称へて、初国を知らず御真木天皇と謂ふぞ。」とある。手先で紡いだ糸や織物を貢納することが、国を領有・支配することにつながるのである。阿加流比売神の赤玉は太陽に関わるとともに機織女に関わるのではないかと思われる。また次の記述を見ると、赤玉は天子の支配と関わるようである。『後漢書』卷三十下 郎凱襄楷列伝第二十下には、

王者隨天、譬猶自春徂夏、改青服絳者也。

とあり、この部分の注に、

禮記月令、孟春天子衣青衣、服倉玉、孟夏則衣朱衣、服赤玉也。

とある。「四庫全書」所収の『月令解』卷四に同文の解として、

朱衣所衣之衣尚赤色也。赤玉謂玉色之赤者、服謂冕旒及弁弁佩玉尚赤色也。

相玉經云赤擬鷄冠。

と見え、これは赤玉を身につける、おびる意である。『五禮通考』卷二百には「禮夏則衣赤衣佩赤玉」とあり、

天子居明堂太廟乘朱路、駕赤駟、載赤旂、衣朱衣、服赤玉。

と記されるので、「佩」は「服」字と同義である。『礼記』月令第六には、天子は孟春之月に「衣_二青衣、服_一倉玉_二」、孟夏之月に「衣_二朱衣、服_一赤玉_二」、孟秋之月に「衣_二白衣、服_一白玉_二」、孟冬之月に「衣_二黑衣、服_一玄玉_二」とある。青赤白黒は五行思想に基づく色相である。玉は服飾を完成させるものではあるが、全世界を統御する者としての天子、帝王の祭祀、権威に関わる。同様に、古事記の天照大御神の御頸珠、火遠理命の御頸の璵、記第七番歌謡の赤玉、白玉には、このような統治にまつわる觀念が投影されているよう。

太陽神天照大御神の高天原統治の象徴は御頸珠の玉であり、誓約の段では両手に珠を纏きもち、大嘗の際の忌服屋では神御衣を織らせる機織女の性格を有する。こうした機織りの職掌は、觀念上は神代から人の世に伝えられたとみていたのであろう。応神天皇の御代には、百済国から「手人韓鍛、名は卓素、亦、呉服の西素の二人を貢上りき。」と記され、これは仁徳記の「韓人」奴理能美の記事にもつながるのだろう。赤玉から化成した妻を追いかけて来朝した天之日矛の話は、そうした渡来人の移住や先進技術の定着と関わりを有するものであったと思われる。

二 殺牛信仰と新羅・日本

古事記では赤玉は殺牛の罪と対価、日本書紀では白石は黄牛と対価となる。天之日矛の、牛を殺して食おうとしているという言葉にはどのような信仰や背景が存在するのであろうか。従来これは殺牛信仰の観点から考察されてきた。牛を殺す記事は『日本書紀』皇極天皇元年（六四二）にある。六月に「是の月に、大きに早す。」、七月に「客星、月に入れり。」の凶事

が記された後に、次の記事が置かれる。

戊寅に、群臣相語りて曰く、「村々の祝部の所教の隨に、或いは牛馬を殺して諸社の神を祭ひ、或いは頻に市を移し、或いは河伯に禱るも、既に所効無し」といふ。蘇我大臣報へて曰く、「寺々にして大乘經典を転読しまつるべし。悔過すること、仏の説きたまへるが如くして、敬びて雨を祈はむ」といふ。

庚辰に、大寺の南庭にして、仏・菩薩の像と四天王の像とを嚴ひ、衆僧を屈請して、大雲經等を読ましむ。時に、蘇我大臣、手づから香鑪を執り、焼香きて発願す。(中略)

八月の甲申の朔に、天皇、南淵の河上に幸して、跪きて四方を拝み、天を仰ぎて祈りたまふ。即ち雷なりて大雨ふる。遂に雨ふること五日、天下を漙く潤す。

新編日本古典文学全集日本書紀頭注、新日本古典文学大系統日本紀注では殺牛馬は中国の習俗としている。中国には夏殷代より、宗廟での祖靈の祭り、祭天、告天、死者の靈への祭祀、軍事の時に、牛馬羊犬などを犠牲にする例や、殺牛を禁じる法令や王命も見られる。栗原朋信氏は、「大和朝廷は、本来、犠牲禮の習俗を有しなかったもの、大陸風の、とくに北方系の習俗に強く影響されたことは事實であるが、これも、巨視的な角度からすれば、犠牲禮だけは拒否して、奉馬の法によってきたもの⁽²¹⁾とみる。井上光貞氏は、古代日本に、犠牲の行事がなかったと考えることが誤りであるが、それは一般的なことではなく、令・式の定める公的祭式は「唐の公的祭祀と著しくその色彩を異にしている⁽²²⁾」と指摘する。それに対して上田正昭氏は、「殺牛馬」の習俗には明らかに渡来の要素はあるが、民間の習俗としてかなりの広がりをもっていたとみる。すなわちこの記事は、「村々

の祝部の所教」による「諸社」のまつりⅡ民間習俗、「大寺」(百濟大寺)の南庭で礼仏読經をなし、「蘇我大臣」(蘇我馬子)が発願祈雨Ⅱ仏教的礼仏読經、「跪きて四方を拝む」Ⅱ儒教風の祭儀とシャーマニズムの三つの要素からなりたっていると指摘する⁽²³⁾。書紀にある「市を移す」は、『三国史記』巻第四新羅本紀第四眞平王の五十年(六二八)条に「夏大旱。移市。畫龍祈雨。」とある。書紀では祈雨に際して牛馬が神に捧げられたことがわかり、こうした信仰が民間には広まっていたようである。天武紀四(六七五)年四月の条には、

庚寅に、諸国に詔して曰はく、「今より以後、諸の漁獵者を制めて、檻奔を造ること、及機槍等の類を施くこと莫れ。亦、四月朔より以後、九月三十日より以前に、比満沙伎理、梁を置くこと莫れ。且、牛・馬・犬・猿・鶏の穴を食ふこと莫れ。以外は禁例に在らず。若し犯す者有らば罪せむ」とのたまふ。とあり、牛の肉を食べることを禁ずる詔が出される。持統紀五年(六九二)六月条にも、

戊子「五月十八日」に、詔して曰はく、「此の夏の陰雨、節に過へり。懼るらくは必ず稼を傷りてむ。夕に惕み朝に迄るまでに憂懼り、厥の愆を思念ふ。其れ、公卿・百寮人等をして、酒・宍を禁断めて、摂心悔過せしめよ。…」

と食肉を禁じ、やがてその効果があつて雨が降り始めたという。これらの記事は、天武・持統朝の頃から浄・不浄の意識が次第に具体化したことを示しており、こうしたことが屠殺・肉食禁止令と関わるようである。『続日本紀』巻第十四天平十三(七四一)年の条には、

二月戊午、詔して曰はく、「馬・牛は人に代りて、勤しみ勞めて人を養ふ。茲に因りて、先に明き制有りて屠り殺すことを許さず。今聞かく、「国郡禁め止むること能はずして、百姓猶屠り殺すこと有り」ときく。其れ犯す者有らば、蔭贖を問はず、先づ決杖一百、然して後に罪科すべし。」

とある。国郡の百姓が牛馬の屠殺を行っていたことが記され、禁令にも拘らず守られないために罪科を科すことが記される。馬牛が人に代わって勤勞する大切な動物であることが強調される。この考えは天武・持統朝の詔にも通じるであろう。上田正昭氏は、馬牛を「軍国の資」、役畜として保護しようとする政治的目的も禁令には介在したと述べる。⁽²⁴⁾ 聖武天皇の御代(神龜元(七二四)～天平感宝元(七四九)年)のこととして、『日本靈異記』には殺牛・食肉にまつわる二つの説話がある。

中巻 第五縁の「漢神の祟りに依り牛を殺して祭り、又放生の善を修して、以て現に善惡の報を得し縁」には、次のような話がある。聖武天皇の御代に摂津国東生郡撫凹村の富豪の家長が漢神の祟りにあつて毎年一頭ずつ牛を殺し、殺牛が七頭に至り重い病気になる。病が牛を殺した罪業によることがわかったので放生の業を修めたという。この「殺牛」をして祭りをした説話では、漢神の祟りによる殺牛の信仰が摂津にも広がっていたことが知られ、「放生」の信仰が反映されている。佐伯有清氏は、殺牛の信仰を雨乞いに関わるものと、祟りに関わるものとに大別し、特に後者の八(九世紀の殺牛の信仰を祟り神による疫病の流行と結びつける。⁽²⁵⁾ 中巻第二十四縁の「閻羅王の使の鬼の、召さるる人の賂を得て免しし縁」には、次のような話が載せられる。聖武天皇の御代に、平城京左京六条五坊の人檜磐嶋が、大安寺の修多羅分錢三十貫を借りて、越前の都魯鹿の津に赴いて

交易をするが、病を得る。閻羅王の使いである鬼が「氣に病まむが故に」近づくなと言ふ条りには、行疫神の信仰が垣間見える。磐嶋は使いの鬼を「我家の斑牛二頭」で「牛六饗」し、「率川社」の相八卦読の命と引き換えに命を助けられる。檜磐嶋は新羅系の渡来氏族、大檜君の一族かといわれる。⁽²⁶⁾ 磐嶋は越前の敦賀から琵琶湖の西岸を経由して近江国高島郡志賀の唐崎を経て、山城国の宇治橋に至り、平城京に戻る。この話には「牛の穴の味き」を食する習俗や、都から日本海を通じて大陸に至る交易ルートが記される。『続日本紀』卷第四十延暦十(七九二)年九月条には、

甲戌、(中略)伊勢・尾張・近江・美濃・若狭・越前・紀伊等の国の百姓の、牛を殺して漢神を祭るに用ゐることを断つ。

とあり、東海・東山・南海などの諸地域に漢神信仰が波及し、諸国百姓に及んでいたことが知られる。この中に北の海の玄関口となる「越前」が含まれる。牛を殺して漢神を祭る信仰はかなりの広がりを見せていたのであろう。『古語拾遺』では牛六を食らう次の話が知られる。

一昔在、神代に大地主神、田を営る日、牛六を以て田人に食はしむ。時に御歳神の子、其の田に至りて饗に唾て還りて以て、状を父に告す。御歳神怒を發して、蝗を以て其の田に放つ。苗葉忽に枯損て篠竹に似れり。是に於て大地主神、片巫(志止々鳥)・眩巫(今俗、竈輪、及び米占也)をして其の由を占ひ求めしむるに、御歳神祟りを為す。宜しく白猪・白馬・白鶏を献りて、以て其の怒を解くべし。教に依りて謝り奉るに、御歳神答へて曰く、「実に吾が意也。宜しく麻柄を以て持に作りて之を持ち、乃ち其の葉を以て之を掃ひ、天押草を以て之を押し、烏扇を以て之をあふぐべし。若し此の如くして出去

らずは、宜しく牛穴を以て溝の口に置きて、男荖形を作りて以て之に加へ（是れ其の心を厭ふ所以也）、薏子（古語、薏を以て都須といふ也）・蜀椒・呉桃の葉、及び塩を以て其の畔に班置くべし。仍て其の教に従ふとき、苗葉復た茂り、年穀豊稔なり。是れ今の神祇官、白猪・白馬・白鶏を以て御歳神を祭る縁也。

この記述について上田正昭氏は、「田作りに牛の肉を食わせたり、牛の肉を溝口において男荖根を作るといふ伝承は、当時の民俗を反映したものとみられ、御歳神の怒りは、神にまずささぐべき牛の肉を、さきに田人に食わせたところにある、牛の肉を溝口におき、男荖根を作るといふ伝承も、溝口まつりの投影といえよう」とし、「朝鮮半島における牛馬の供儀が、古代日本の殺牛馬の信仰や習俗の直接的なルーツとみても、さしてあやまりではあるまい。」と結論づける。また門田誠一氏は、「鳳坪新羅碑」「冷水新羅碑」の例を挙げ、「新羅では誓いをかわす時には、当事者や立会人が集まって牛を殺して、天を祭っていた」ことが知られ、日本古代の殺牛祭祀について、日本霊異記の斑牛、古語拾遺の牛の肉を溝口に置いて蝗害を防ぐこと、祈雨のために牛馬を殺して諸社の神を祀る記事は中国古代理に発する殺牛信仰の直接の系譜を引くのではなく、新羅の祭儀の要素の一部を受け継ぎながらも、在来の信仰習俗として取り込まれたとする。⁽²⁸⁾このような新羅との関係を重視する歴史学の立場からの見解もある。牛が放牧されていたことは『播磨国風土記』宍粟郡に「塩の村。処々に鹹き水出づ。故れ、塩の村と曰ふ。牛・馬等、嗜みて飲めり。」とある記事や、揖保郡に「塩草。惟の阜の南に鹹水あり。方三丈許り、海と相潤ふこと三十里許りなり。礫以ちて底と為し、草以ちて辺と為す。海の水と同一往来ひ、満

つる時に、深さ三寸許りなり。牛・馬・鹿等、嗜みて飲む。故れ、塩阜と号く。」などからうかがえる。『延喜式』卷二十三民部の諸国貢蘇番次では、諸国から蘇が貢上され、「但馬國十一壺三口各大一升。」とある。牛乳も飲まれたことが長屋王家木簡からも知られ、牛の恩恵は人々の生活を支えていたとみられる。『類聚三代格』卷十九延暦十年九月十六日付太政官符、応禁制致牛用祭漢神事には、

諸國百姓致牛用祭。宜嚴加禁制。莫令爲然。若有違犯。科故盜馬牛罪。とある。先に引いた天平十三年二月の詔にも、こうした禁令が発せられているのにも拘らず、殺馬牛がなくならないために、蔭によって優遇を受けたり、贖によって、相当額の贖銅を納めて実刑を免除されるような特権を有する者でも、例外なくまず杖一百を科するとある。牛馬殺しには、廐庫律に「凡故殺官私馬牛一者。徒一年」とあるようなかなりの重い罰が科せられた。新羅と日本は農耕儀礼や殺牛信仰をめぐって相通する習俗を有しており、天之日矛の殺牛の言葉は違和感なく受け入れられる素地があったのであろう。

三 古事記における天之日矛伝承

天之日矛伝承に載せられた系譜は、坂下圭八氏が説くように「征韓」の合理化、息長帯比売命とその子である応神天皇の母方の出自を説くために、応神記の終わりに置かれたと⁽²⁹⁾考えられる。しかしながら息長帯比売命は新羅国の王子とされる天之日矛の六世の孫にあたり、律令では五世までを皇親とすることからすれば、王族の血を引くとはいってもこの範囲には入らない。新羅親征が母方の祖国を支配下に置くことであるとの正当性を示し

識されるようになる。古事記は朝鮮半島に存在した国家として新羅と百済を記し、その背後に繋がる大国中国は、応神記に「秦造が祖・漢直が祖」とは出てくるものの直接には記されない。仲哀記において新羅と百済は天照大御神の神意のもとに天皇王権に服属すべき国として描かれる。森田喜久男氏は、垂仁紀二年是歳条の都怒我阿羅斯等来朝記事、仲哀紀二年三月丁卯条と六月庚寅条の背景に次のような政治情勢を分析する。

仲哀が熊襲征討を企てた時、神功は「角鹿」（＝敦賀）から出航し、「淳田門」を経由して、「豊浦津」で仲哀と落ち合っている。（中略）このような伝承が成立するための歴史的條件として、北陸と山陰とを結ぶ「北ッ海」沿岸のルートが古墳時代以降も存続していたことは否定できないと思われる。（中略）水上交通の担い手として重要な役割を果たした存在として、日本海沿岸の津々浦々に存在した海人達が想起される。（中略）水上交通の担い手であった海人達が、「海部」として再編成され（中略）「北ッ海」沿岸に分布している（中略）。「海部」は、越前・若狭・丹後・但馬・因幡・出雲・隠岐などの諸国に広範囲にわたって分布しているのである。（中略）瀬戸内海だけでなく、（中略）ヤマト王権は、「北ッ海」沿岸の海人を「海部」として再編成することで、水上交通のルートの掌握を図った。（中略）「丹波国造海部直等氏之本記」（海部氏勳注系図）によれば、「丹波国造建振熊宿禰」の尻付に、「建振熊宿禰」は神功が新羅を征討したさいに、丹波・但馬・若狭の海人を率いて奉仕したという。（中略）神功の新羅征討という対外関係に関わる伝承と深く関わる形で海部の設置が語られていること自体は重視すべきであろう。⁽³¹⁾

海部によってこのようなルートが確立されていたとすると、天之日矛が難波から瀬戸内海を通り、日本海を経由して但馬に上陸したという伝承は自

然なルートとして理解できる。銅矛について岡本健児氏は、祭器としての矛は北九州から大阪湾沿岸地域を通して移入されたとみられ、海の水霊信仰としての祭器の役割を果たし、航海者の守護が目的であったとする。⁽³²⁾

天之日矛がもたらした玉津宝「珠二貫、浪振るひれ、浪切るひれ、風振るひれ、風切るひれ、奥津鏡、辺津鏡」は、航海に関わる呪具の性格が濃い。それに比して垂仁紀三年三月条の天日槍が将来した七物は、「羽太玉一箇・足高玉一箇・鶴鹿鹿赤石玉一箇・出石小刀一口・出石棒一枝・日鏡一面・熊神籬一具」とあり、但馬国に蔵められたとある。この中には赤石玉があり、古事記の赤玉との関係や、出石を冠した神宝と土地との関わりの深さを思わせる。

天之日矛の子孫たちは多遲麻毛理の世代まで名に「多遲摩」が冠せられる。『播磨国風土記』飾磨郡安相里条の地名由来では「但馬国朝来人」が到来したとある。さらに同郡には、「新良訓と号くる所以は、昔、新羅の国の人、来朝ける時に、この村に宿りき。故れ、新羅訓と号く。」と記され、新羅国から日本の朝廷に人が来たことが記される。朝鮮から来た人々が土着の一族と婚姻を繰り返して定住していった事実が先にあり、但馬の豪族と実際に関係があった物語ゆえに、天之日矛が難波から但馬に廻ったという話が語られる合理性が存したのであろう。『播磨国風土記』揖保郡の条には、

麻打山。昔、但馬の国の人、伊頭志の君麻良比、この山に家居しき。二人の女、夜麻を打つに、すなはち麻を己が胸に置きて死にけり。故れ、麻打山と号く。今に、この辺に居める者、夜に至らば麻を打たず。

とある。但馬国出石郡出石郷の人に関わる話である。新編日本古典文学全

集風土記の頭注には、この話を「他国からの移住者が能率的な作業をしよ
うとして土地の禁（「夜は仕事を休む」という風習）を破り、土地の神の
怒りにふれた話。但馬出石方面からの移住者集団に麻打ちの技術を学びつ
つも、一方、高い文化をもつ者への警戒と恐怖が、話の背後にひそむ⁽³³⁾」
と解釈する。天之日矛が婚姻によって定住した出石から技術が動いている
ことがわかる。天之日矛伝承は、機織に関わる先端的産業の到来の素地が、
多遅麻毛理の生きた垂仁朝よりも前にあったことを天之日矛の系譜によっ
て示唆し、かつ天之日矛や阿加流比売神の渡来を語ることによって、新羅
と日本が太陽神を奉ずる同じ領域に属していることを言おうとしているの
ではないか。『三國遺事』卷一 紀異第一 延鳥郎 細鳥女の話には、新羅
から日本へ渡った太陽と月の精の物語が記される。

第八阿達羅王即位四年丁酉。東海濱有延鳥郎・細鳥女・夫婦而居。一日延鳥
郎海採藻。忽有一巖（二云一魚）。負歸日本。國人見之曰。此非常人也。乃立
爲王。

細鳥佐夫不來。歸尋之。見夫脫鞋。亦上其巖。巖亦負歸如前。其國人驚訝。
奏獻於王。夫婦相會。立爲貴妃。

是時新羅日月無光。日者奏云。日月之精・降在我國。今去日本。故致斯怪。
王遣使求二人。延鳥曰。我到此國・天使然也。今何歸乎。雖然朕之妃有所織
細絹。以此祭天可矣。仍賜其絹。使人來奏。依其言而祭之。然後日月如舊。
藏其絹於御庫爲國寶。名其庫爲貴妃庫。祭天所名迎日縣。又都祈野。

天の意志として太陽と月の精の夫婦が新羅から日本に渡来する。二人が不
在になると新羅の月日は光を失い、新羅王は日本に使者を派遣して、夫婦
を取り戻そうとする。二人の代わりに細鳥女が織った絹を天に祭ると、日

月の光は戻ったという。天という地上世界をあまねく覆うものが、新羅よ
りも日本が太陽と月の精の鎮まる国として相応しいと見做す伝承があった
ことが知られる。天之日矛伝承において、天に輝く日は卑しき女を選び
日光を照射するが、そこからすら尊貴な赤玉が生み出される。一夜孕みよ
りも早い昼寝の時間で妊娠させ、卑しい農夫ののぞき見の間に産み落とさ
れる。本人すら自覚がないような状況での妊娠と出産を経て赤玉は男の手
に渡るが、それは男の罪を許す程王子の心を引きつける美しさであったの
だろう。赤玉は人から人の手に移って女神となり日本まで渡る。流離の末
に祖国まで帰ったとある。

『後漢書』卷八十五東夷列傳第七十五 挹婁には、
人形似夫餘、而言語各異。有五穀麻布、出赤玉、好貂。

とある。また、同書の夫餘の条にも、

土宜五穀。出名馬、赤玉、貂貉。

とある。さらに『説郛』卷六十一上所収の「廣志」には、

白玉美者可照面、出交州、青玉出倭國、赤玉出、夫餘。瑜玉、玄玉、水蒼
玉皆佩用。

とある。「赤玉」は着物を着た身の上に佩び飾るものであるが、これが夫
餘から出すると記される。古事記の新羅国の阿具奴摩の記述と直接関わる
わけではないが、「赤玉」は朝鮮半島に産出し、海の彼方から日本に渡っ
てくる珍宝という認識がこの伝承の背景に存した可能性はあろう。一方天
之日矛は阿加流比売神が辿った瀬戸内海から難波に入る航路では難波に上

陸出来ず、再び瀬戸内海を経て日本海を経由して但馬に入る。息長帯比売命の新羅親征以前に、日本と朝鮮半島が古くから海を通して繋がりをもちことが記される。垂仁記において多遲麻毛理が常世に渡り、再び戻ってくる話で、上巻に記された太陽神や穀物神少那毘古名神とも関わる他界の常世が、具体像をもった海彼の国として意識される。さらに天之日矛伝承においては日光感精型説話が説かれる。天之日矛も太陽の祭儀を連想させる名前である。皇祖神天照大御神は、日本書紀第五段には大日靈貴と記され、太陽神に仕える巫女の性格を有し、太陽神に昇格していく。天照大御神は伊耶那岐命から高天原統治の象徴として御頸玉を渡され、機織りにも関わりが深い。仲哀記において息長帯比売命は神を帰せて、胎中に日継御子を宿し新羅親征を行う。それは「是は、天照大神の御心ぞ。」として成し遂げられた。日継の継承者である倭建命、仁徳天皇は「日の御子」と讃えられ、大八島国を平定し、朝鮮半島からの高い文化を取り入れながら、王権を拡充していく。新羅で日光を浴びた赤玉から化成した女神は、祖国日本に渡り、日本と新羅は太陽信仰によって一つに包摂されるように描かれる。

おわりに

『続日本紀』巻第四十延暦九年正月十五日の条の高野新笠薨伝には、

皇太后、姓は和氏、諱は新笠。(中略) 後の先は百済の武寧王の子純陀太子より出づ。(中略) その百済の遠祖都慕王は、河伯の女、日精に感でて生める所なり。皇太后は即ちその後なり。

のように、桓武天皇の生母高野新笠の祖先にまつわる日光感精型説話が記される。桓武天皇の父は光仁天皇である。宝亀元(七七〇)年、白壁王は

齡六一にして皇統を継ぎ、天武系から天智系への皇統の回帰をもたらす。

『続日本紀』巻第三二には、白壁を詠み込んだ光仁天皇即位の徴とされる童謡が載せられ、即位を祝福する。ところが宝亀三(七七二)年、皇后井上内親王、皇太子他戸親王に天皇を呪詛したとの嫌疑がかかり、両者は廃される。代わって皇太子となったのが山部親王であった。親王は生母の高野新笠が百済系であったので、反対する者も多かった。光仁天皇が病氣と高齡を理由に譲位したことから、桓武天皇は天応元(七八一)年に四四歳で即位する。光仁・桓武帝は本来は即位する可能性のなかった方である。

天皇の即位の必然性や正当性を示すために童謡を配したり、生母にまつわる伝承を記したのであろう。百済は既に白村江の戦いで滅亡している。続紀に記された日光感精型説話は、遠い昔にあった異国の出来事として、百済王の血を引く高野新笠の高貴な神秘性を印象付け、桓武天皇を権威付けるものである。続紀の記事は、日の光を介して新羅で誕生した阿加流比売神が日本に渡ったという古事記の伝承を媒介としてはじめて、宮廷貴族たちに受け入れられるものであったろう。古事記は天照大御神信仰を背景において新羅と日本との関係を説こうとしているように思われる。寺田恵子氏は古事記の「たま」の用例を検討し、「たま」には何らかの呪能、靈能を表すものが多く、「玉」には宝玉一般の性格が現れているが、特に女性にまつわる品が多いと指摘する。皇祖神を女神とする日本神話の独自性と赤玉から女神が誕生する事象は、誓約神話において、天照の物実である玉から天照の後継者が誕生する事象と類同性がある。第一節で述べたように、赤玉は統治の観念と関わるが、赤玉から誕生した阿加流比売神は天皇家の血筋とは無関係である。日光感精伝承を通して新羅と日本が太陽が照らし日の光が照射される領域に属し、習俗や文化の土壌を共有し、かつ太

陽信仰においては日本の優位性が主張される。それは、「倭王以天爲兄以日爲弟」(『隋書』倭国伝開皇二十年、推古天皇八年(六〇〇))、「日出處天子」(『隋書』倭国伝大業三年、推古天皇十五年(六〇七))の文言にも表れている。古事記が撰録された和銅五(七一二)年には、すでに日本は白村江の戦い(天智称制二(六六三)年)で、唐・新羅に大敗を喫し、新羅に対する日本国家の優位性はなくなっていたはずである。にも拘らず、『続日本紀』巻第十八天平勝宝四(七五二)年六月壬辰(十七日)の「新羅使を朝堂に饗す」際の詔には、「新羅国、来りて朝廷に奉ることは、氣長足媛皇太后の彼国を平定げたまひしより始めて、今に至るまで、我が蕃屏と爲る。」として神功皇后の平定を持ち出して朝貢の由来を説き、新羅の無礼を責めるのである。『経国集』には、「三韓の朝宗する、日を為すこと久矣。風を占へ貢を輸し、歳時絶ゆること靡し。頃叢爾たる新羅、漸くに蕃礼を闕き、先祖の要誓を蔑し、後主の迷凶に従ふ。多く楼船を発せ、遠く威武を揚げ、奔鯨を鯤壑に断り、封豕を鷄林に戮さむと思欲ふ。」と新羅に対する感情悪化をあらわにしている。天之日矛伝承には、息長帯比売命の新羅親征の栄光を背負い、『経国集』に見られるような新羅国に対する優位性に固執する姿勢につながる、自国意識が垣間見られるように思われるのである。それは、古事記の仲哀記・応神記以降の天下統治の観念と深く関わるのであろう。

注

- (1) 山口佳紀・神野志隆光 校注・訳『新編日本古典文学全集 古事記』一九七七年六月 小学館
- (2) 小島憲之・藏中進・直木孝次郎・西宮一民・毛利正守 校注・訳『新編日

- 本古典文学全集 日本書紀①②③』一九九四年四月、一九九六年一〇月、一九九八年六月 小学館
- (3) 前掲書(1)
- (4) 金井清一「古事記の「高千穂」「笠沙」「韓国」をめぐって、その想定空間の検討」『論集上代文学』第三十六冊 二〇一四年一〇月 笠間書院
- (5) 前掲書(1)
- (6) 福島秋穂「古事記」に載録された天之日矛の話の構造について『記紀神話伝説の研究』一九八八年六月 六興出版
- (7) 村上桃子「下巻への神話(1) 天之日矛譚」『古事記の構想と神話論的テーマ』二〇一三年三月 塙書房
- (8) 三品彰英「南方系神話要素」「感精型神話」『三品彰英論文集 第三卷 神話と文化史』一九七一年九月 平凡社
- (9) 植垣節也 校注・訳『新編日本古典文学全集 風土記』一九九七年一〇月 小学館
- (10) 三品彰英「アミノヒボコの伝説」『三品彰英論文集 第四卷 増補日鮮神話伝説の研究』一九七二年四月 平凡社
- (11) 松前健「アミノヒボコとヒメコソの神」『松前健著作集 第10巻 日本神話論II』一九九八年七月 おうふう
- (12) 寺田恵子「ツヌガアラシトの伝承をめぐる問題」『菅野雅雄博士古稀記念古事記・日本書紀論究』二〇〇二年三月 おうふう
- (13) 多田一臣校注『日本霊異記 下』一九九八年一月 筑摩書房 の記述を参考にした。
- (14) 瀧川政次郎「比賣許曾の神について―日鮮交通史の一考察―」『國學院大學日本文化研究所紀要』第九輯 一九六一年一〇月
- (15) 前掲書(12)
- (16) 松前健「記・紀ヒメコソ縁起の成立」『松前健著作集 第3巻 神社とその伝承』一九九七年一二月 おうふう
- (17) 前掲書(14)

- (18) 前掲書(12)
- (19) 前掲書(2)
- (20) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『新日本古典文学大系 続日本紀 二、三、四、五』一九九〇年九月、一九九二年一月、一九九五年六月、一九九八年二月 岩波書店
- (21) 栗原朋信「犠牲禮についての一考察——とくに古代の中國と日本の場合——」『福井博士頌壽記念 東洋文化論集』一九六九年二月 早稲田大学出版部
- (22) 井上光貞「神祇令の特質とその成立」『歴史学選書 日本古代の王権と祭祀』一九八四年一月 東京大学出版会
- (23) 上田正昭「殺牛馬信仰の考察」『神々の祭祀と伝承 松前健教授古稀記念論文集』一九九三年六月 同朋舎出版
- (24) 前掲書(23)
- (25) 佐伯有清「牛の神話と伝説」『日本歴史新書 牛と古代人の生活』一九六七年三月 至文堂
- (26) 小泉道「新潮日本古典集成 日本靈異記」一九八四年二月 新潮社
- (27) 前掲書(23)
- (28) 門田誠一「東アジアにおける殺牛祭祀の系譜——新羅と日本古代の事例の位置づけ——」『佛教大学 歴史学部論集』創刊号 二〇一一年三月
- (29) 坂下圭八「天之日矛の物語(1)」「天之日矛の物語(2)」『日本文学研究資料新集1古事記・王権と語り』一九八六年七月 有精堂
- (30) 前掲書(29)
- (31) 森田喜久男「北ッ海」における山野河海支配』『日本古代の王権と山野河海』二〇〇九年二月 吉川弘文館
- (32) 岡本健児「四国の銅矛形祭祀と水霊信仰」『國學院雜誌』第七八卷第九号 一九七七年九月
- (33) 前掲書(9)
- (34) 寺田(小島)恵子「古事記の「たま」——珠・璵・璣・玉について——」『湘南短期大学紀要』第二〇号 二〇〇九年三月

- * 古事記・日本書紀・風土記・万葉集の本文は、新編日本古典文学全集による。
- * 日本靈異記の本文は、中田祝夫 校注・訳『新編日本古典文学全集 日本靈異記』一九九五年九月 小学館による。
- * 続日本紀の本文は、新日本古典文学大系による。
- * 『経国集』の本文は、小島憲之「経国集詩注 卷二十対策文」『國風暗黒時代の文学 補篇』二〇〇二年二月 塙書房による。
- その他の本文の引用は以下による。
- * 一然 著・金思燁 訳『完訳 三国遺事』一九七六年四月 朝日新聞社
- * 金富軾 著・金思燁 訳『完訳 三国史記 上』一九八〇年十二月 六興出版
- * 『倭名類聚抄(本文篇)』一九六八年七月 臨川書店
- * 高田眞治『漢詩選I詩経(上)』一九九六年一〇月 集英社
- * 楠山春樹『新釈漢文大系 淮南子(上)』一九七九年八月 明治書院
- * 竹内照夫・三樹彰・田中忠『新釈漢文大系 礼記(上)』一九七一年四月 明治書院
- * 前野直彬『全釈漢文大系 山海経・列仙伝』一九七五年一〇月 集英社
- * 虎尾俊哉『延喜式 上』二〇〇〇年五月 集英社
- * 黒板勝美『国史大系 類聚三代格 後編・弘仁格抄』一九八八年四月 吉川弘文館
- * 黒板勝美『国史大系 律』一九八八年十二月 吉川弘文館
- * 黒板勝美『厩庫律逸文』『新訂増補国史大系 政治要略』一九三三年八月 吉川弘文館
- * 安田尚道・秋本吉徳校注『新撰日本古典文庫 古語拾遺・高橋氏文』一九七六年七月 現代思潮社

* 本稿執筆にあたり、田熊信之氏にご教示をたまわった。記して感謝申し上げます。